特定非営利活動法人
Newsletter
介護の社会化を進める
MIYAGI
一万人市民委員会宮城県民の会

第１２３号
【 平成２９年１０月１日 】

※※※※※※ 発 行 人 ※※※※※※
特定非営利活動法人
介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会
代表理事　熊谷　道夫

～ 団塊世代と地域包括ケア ～

会 員　大 坪 俊 男

団塊世代は、昭和22年から昭和24年に生まれた人達で、物のなかった厳しい生活の中で育ち、小学校の学級は50人前後であった。

集団就職列車（朝ドラの「ひよっこ」も集団就職列車で上京）、東京オリンピック、石油危機等、懐かしい思い出となっている。

又、ビートルズ、グループ・サウンズがはやり、その影響でエレキギター、フォークソング、歌声喫茶♪など、音楽は私にとって、青春時代の一コマである。特に、「ああ上野駅」は、団塊世代の心の応援歌として多くの人々に勇気と感動を与え、この歌を聴くと何か熱いものがこみ上げてくる。

その当時、予想もしていなかった少子高齢化社会を迎え、今後は国民の医療や介護の需要が大幅に見込まれている。これを受けて、平成25年に地域包括ケア制度が創設され、平成37年を目途に、社会保障改革プログラムに基づき、医療・介護等の制度改革が行われている。

昨年7月に、地域包括ケアを進化させた「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念が公表された。その実現に向けて、本年は介護保険制度の見直し、来年は社会保障の充実と費用抑制を進めるため、医療報酬と一体的な介護報酬の改正等が予定されている。

さて、地域包括ケアは、団塊の世代（約800万人）が75歳以上になる平成37年には、重度な介護状態になっても、①住み慣れた地域（自宅）で、②介護が必要になったら訪問介護、通所介護・入所介護等、③病気になったら入院・通院、④いつまでも元気に暮らすために町内会、老人クラブ、民生委員、ボランティア団体等の生活支援、⑤市町村等が実施する介護予防支援等、⑥地域包括支援センターによるサービスの相談・助言等、6つの分野が、それぞれの役割を果たし一体的に提供する制度の整備が進められている。

しかし、24時間対応できる在宅医療（医師確保）、夜間対応型訪問介護、定期巡回等のサービス分野の不足、さらには地域格差等、解決しなければならない多くの課題を抱えており、8年後にどこまで達成できるか不安もある。

又、入居基準は重度な要介護者に引き上げられ「施設から在宅（地域）へ」、「療養病床から在宅医療」に切り替え、家に帰してやりたい制度は、一人世帯、老々夫婦世帯にとっては、在宅での生活は良い

＜2ページへ＞

<1ページから>

ことなのか、自分だったらどうしょうか、ふっと考えてしまう。
地域包括ケアについて、地域活動する中で地域住民、各種団体等に聞いてみると、良く分からない、家族等の介護負担増に繋がると話されるなど不安を感じている。
この制度によって、介護や医療が住民のしわ寄せとならないよう、住民、関係団体等に周知徹底を図りながら、しっかりした地域包括ケアシステム作りを進めてほしいと感じている。

地域包括ケアは、①自宅で家族が介護するだけではなく、必要に応じて自宅と介護施設等（例えば、小規模多機能ホーム、訪問介護、通所介護等のサービスを利用して）を行き来しながら在宅介護すること、②介護状態によっては、特別養護老人ホーム、グループホーム等に入居できること等を地域活動、民生委員活動を通して伝えていきたい。この制度が、高齢者が地域で安心して暮らせる「希望の光」になることに期待している団塊世代の一人です。

～～これでいいのでしょうか～～

介護保険法・社会福祉法の改正

去る5月26日、介護保険法等の一部改正法が成立しました。
・高齢者の自立支援と要介護の重度化防止、・介護保険制度の持続可能性の確保、・地域共生社会の実現することが今回の主な法改正点です

◆介護保険制度の主な改正点

高齢者が住み慣れた地域で最後まで生活を送ることを支えるための「地域包括ケアシステムの深化・推進」と介護保険制度の持続可能性維持のため、次の見直しが図られることとなりました。

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等推進
⇒　自治体の小規模デイ参入規制が可能に
・あらかじめ事業計画で設定していたボリュームを超えてしまうことになるケースなどで、市町村は規模の小さいデイサービスの指定を拒否できるようになる
・大規模型のデイサービスや訪問介護などの事業所を都道府県が指定する際に、市町村の意見を踏まえて条件を付けることも可能

②「介護医療院」の創設
⇒　療養病床の廃止
・介護療養病床は2018年3月末で廃止が決まっていましたが、老人保健施設などへの移行が進んでいないことから、期限を6年間延長
・介護療養病床からの転換を促すため長期療養のための医療と日常生活上の世話を一体的に提供する新しいタイプの介護保険施設（介護医療院）の創設

③現役世代並み所得のある者の利用者負担割合の見直し
⇒　自己負担３割負担
・自己負担率2割の者のうち、とくに所得の高い年収で340万円以上（年金のみなら344万円以上）の人は自己負担を3割に引き上げ（来年8月施行）

④介護納付金の総報酬制導入
⇒　2号被保険者介護保険料の総報酬制
・介護保険の第2号被保険者（40～64歳）の保険料の額は、これまで各医療保険者における2号被保険者の加入割合に応じて決められていたが（加入者割）、被用者保険（サラリーマンが加入する健保組合や協会けんぽ）加入者については、報酬額に比例して決める仕組み（総報酬割）に改めることにしています。すなわちボーナスからも取りますよということになります。（激変緩和のため2017年8月負担分から段階実施）

⑤地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進
・国においては、「すべての人びとが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」地域共生社会の実現を目指す

◆社会福祉法の改正

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

・支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携による解決が図られることをめざす旨を明記

②市町村による包括的な支援体制づくり

・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備の推進

・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行なう体制整備の推進

③地域福祉計画の充実

・市町村が地域福祉計画を「策定するよう努めるものとする」とともに、福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置づけ(都道府県の支援計画も同様)また、高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉の両制度に「共生型サービス」が位置づけられました。

◆制度改定の流れとその課題

制度改定の流れは“医療保険”から“介護保険”へ、“病院(施設)”から“在宅”へ、そして“国＝自治体”から“民間”へ(おまけに70歳まで現役?で)と自立支援、重度化防止、保険者機能強化の名のもとに公助・共助から互助・自助へと加速度を増して川上から川下へ流されています。

◆税制インセンティブの導入

・具体的には、各市町村が進める介護保険事業計画の中で「自立した日常生活支援の施策」を織り込むことが求められています。

「“介護保険”から脱却し“自立”に繋げること(給付額の削減、認定率の改善等)」を目標に定め、全国平均と比較し効果の高い市町村には交付金を付与するという“税制インセンティブ”を整備しました。

・現行の介護予防サービス(ホームヘルプサービス・デイサービス)利用対象者(要支援1・2)が総合事業対象者に移行した場合、利用者は支給限度額が変わらないものの、事業所には今までの給付費より約7割(加算によりかろうじて8割)の報酬しか入らなくなり、弱小の事業所で要支援の利用者が多い事業所の収入は減少します。

・改善(利用者の自立)のない事業所にペナルティが与えられることになれば、改善の可能性が低い人の受け入れを拒否する事業所が出てくるかもしれません。また、自立を強要することで事故が起こる危険性も高くなりますし、利用者の生きる意欲を削いでしまう可能性もあります。

◆地域密着型デイサービスに指定拒否権限の付与

・前回の改正で小規模デイサービスの報酬単価が大幅に下がり、次期改正では市町村に指定拒否権が与えられます。

◆2割負担から3割負担へ

・介護保険が2割負担から3割負担へと給付を削減し、負担を増やしています。

“所得に応じて保険料を支払い”、“必要に応じてサービスを受ける”というのが介護保険の理念です。“必要に応じてサービスを受ける”という根本が変わるのであれば前回導入された2割負担の実態を調査せずに3割負担を導入することは早計であるといえるでしょう。

◆公助・共助から互助・自助へ

・地域共生型社会の実現に向けて、市町村ごとに地域福祉計画を立てる中で、住民と行政が包括的支援体制を組むことが盛り込まれています。

地域が支えるという点は理解できますが、医療保険と介護保険をただ削減し、その代替として住民が支えるという制度になってはいけません。

公的なサービスをきちんと確立したうえで、そこからこぼれてしまうサービスを地域でカバーすることが求められると思います。

これからの介護予防の姿

～～～　ご存知ですか？　～～～
あなたの地域の福祉活動

今年4月に7段階ある要介護度のうち、軽い「要支援1、2」の人向け訪問介護と通所介護（デイサービス）は保険給付から外され、市町村が提供する総合事業に移行されたことに伴い、各地域においては、すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、高齢者自身が生活支援の担い手として社会的役割を持つことにより、生きがいや介護予防にもつながるよう高齢者の社会参加を促し、生活支援・介護予防サービスの更なる充実に向けて、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり、支え合い助け合い等各種各様の支援活動や地域づくりに取り組んでいます。

そして、各地域の地区社会福祉協議会（地区社協）・町内会・市民活動団体・NPO 団体・ボランティア団体等いろいろな団体が、見守り活動、日常生活支援活動やサロン・カフェ活動などのいろいろな活動を行っています。

さらに各地区の地域包括支援センターの協力・支援の基、さまざまな活動が展開されています。

＜下表にその活動の一部を紹介します。＞

活　動　母　体	活　動　名　称	活　動　内　容	活動周期
地区社会協議会（地区社協）	・敬老会祝賀会 ・ふれ合い食事会 ・わいわいサロン ・いきいき体操＆サロン ・四つ葉つどい会サロン ・健康サロン ・輪区和区いきいきサロン	準備、送迎 食材購入、調理、送迎 企画、利用者と手作りやゲーム等 体操、合唱、カラオケ等 オカリナ、フルート演奏、マジック等 健康講話、体操等 健康講話、ギター、尺八演奏等	年１回 年４回 月１回 月１回 年４回 年２回 年６回
地域包括支援センター	・いきいき健康アップ教室 ・ローズ＆オレンジカフェ ・四季の会 ・体操サロン楽・楽 ・ほっとカフェ	健康維持体操、豊齢力チェック実施 医師によるミニ講座等 体操、茶話会、脳トレ等 体操等 ミニ講話、ミニゲーム等	年５回 年２回 月２回 月２回 月１回
NPO法人 ボランティア 町　内　会 各種団体（民間企業、協同組合等）	・ふれあいサロン ・健康麻雀 ・食事会 ・そば（愛好会） ・見守り支援 ・防災訓練等 ・町内環境保全 ・芋煮会 ・班会	合唱、軽体操、おしゃべり、昼食等 麻雀 調理、昼食・お惣菜等提供 そば打ち 高齢者・一人暮しへの近隣の方のゴミ出し、安否確認等 災害時の支援 清掃・環境整備 芋煮を囲んだ茶話会 親睦を目的とした茶話会等	週３回 週１回 提供日 月１回 随時 年１回 月１回 年１回 年１回

～～～ 南光台でこんな活動をしています ～～～

NPO 法人地域生活支援オレンジねっと

次世代につながる共助の地域づくりを目指して、平成18年3月に社会課題を住民が主体となり解決してゆくため、地域福祉ボランティアセンターとして泉区南光台南に開設

◆住民主体の高齢者・障がい者の生活支援や子育て支援

相談依頼は、地域包括支援センターや介護事業所から公的サービスでは対応できない様々な相談が寄せられ、活動会員の皆さんが自分の出来る事、できる範囲で責任をもって活動しています。
依頼内容は高齢者の病院への付き添いや車いす介助、家事支援、話し相手・見守り、障がい児の預かり保育など制度では担えない生活を支えています。
「新しい総合事業」（介護予防・生活支援サービス事業）に向けて、生活支援コーディネーター研修の受講など基盤づくりに取り組む一方、他の市町村から研修会の開催依頼や見学の受け入れが多くなっています。

◆交流ふれ合いサロン＆ときめきカフェ運営

平成 21 年 4 月に仙台市で初めて住民が運営する「サロン＆カフェ」をオープンしました。誰もが気軽に立ち寄れるふれ合いの居場所です。平日の 10:30～16:00 まで、日替わりランチ（550 円）をカフェのキッチンで栄養士や主婦の皆さんが交代で腕を振るっています。コーヒーや紅茶、ケーキなども楽しめます。又「介護予防教室」「手作り等の趣味の教室・サークル」等も開かれ、手作り品のコーナーや山形県真室川町の物産（農産物・わら細工・梅ジャム・在来野菜のピクルスなど町の職員がつないだ縁で）を扱うコーナーもあります。訪れた皆さんの出会いの場、見守りの場、支え合いの場になり、カフェでの何気ない会話の中から必要とされるニーズを知るきっかけにもなっています。
「困った時はお互いさま」「出会った人同士がお互いを思いやる支え合いの輪を広げよう」のモットーそのものが感じられるほっとするふれ合いの居場所になっています。

その他の活動

- “ときめき通信”の発行
- ボランティア活動の推進や人材育成
- 「支え合い助け合いのまちづくり推進事業」（行政・教育機関・商店・NPO・住民団体が連携して進めて今年で10年になる）

＊＊＊理事会模様＊＊＊

◆平成29年度 第2回理事会

★平成29年7月6日（木）、仙台市生涯学習支援センターにおいて第2回理事会が開催されました
主な活動報告、審議事項は次のとおり
ア）20周年記念行事の総括について
イ）調査、評価活動の計画について
ウ）諸会議、研修会などの参加状況と今後の計画について
エ）広報・財政・組織・総務関係についての審議
オ）常任三役会議の報告について
カ）その他・調査、評価活動状況について報告

◆平成29年度 第3回理事会

★平成29年9月21日（木）、仙台市生涯学習支援センターにおいて第3回理事会が開催されました
主な活動報告、審議事項は次のとおり
ア）「高齢者の住まい」フォーラムについて
イ）常任三役会議の報告について
ウ）調査、評価活動について
エ）地域包括ケア体制の推進について
オ）その他

（※詳細については事務局備付けの議事録を閲覧願います）

◆平成29年度宮城県地域密着型外部評価研修

★平成29年9月6日宮城県庁２階講堂において開催されました
・NPO法人地域生活サポートセンター理事小森由美子氏の講話（認知症支援の動向他）の後、外部評価機関の取組み事例を当会相楽理事が報告[*1]引き続き、意見交換（グループワーク）が行われました

＊1報告資料は当会ホームページの地域密着型外部評価のページに掲載しております（尚、ホームページは**一万人市民委員会宮城**で検索するとご覧いただけます。

フォローアップ研修会模様

◆平成29年度第1回「情報の公表」研修

★平成29年7月25日（火）、仙台市生涯学習支援センタにおいて開催されました
・各サービス種別の「確認事項」、「確認のための材料」各項目について、前回フォローアップ研修会で提案されました、調査時、調査員間で協議されたこと、判断の統一が必要と思われたことや疑問点などについて、意見交換が行われました

◆平成29年度第2回「情報の公表」研修

★平成29年8月29日（火）、仙台市生涯学習支援センタにおいて平成29年度第2回情報の公表フォローアップ研修が開催されました
★研修事項は次のとおり
・講演　テーマ「福祉。介護の支援」
　講師ふくし@JMI　代表小湊純一氏
・2017年度　調査活動について
・宮城県独自項目について　鈴木チーフ（みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度事務局）
・平成29年度介護サービス情報の公表制度について（仮称）　中野課長補佐（宮城県保健福祉部策課長寿社会政策課介護保険指導班）
・29年度作業工程、公表システム改修について
　三浦責任者（宮城県指定情報公表センター）
・新人紹介

「地域包括ケア推進検討委員会」だより

◆平成29年度第3回委員会模様

★平成29年8月25日(金)仙台市生涯学習センター会議室において「仙台フオーラム/地域包括ケアシステムにおける高齢者の住まい」(10月8日(日)開催)について関係者を交えての第1回運営会議が開催されました。

・参加者は積水化学グループ(2 名)、<介護者サポートネットワークみやぎ(1 名)、アラジン(2 名)、一万人市民委員会宮城(8 名)

内容:①フオーラム企画について、②広報(集客)について、③当日の運営について(準備、役割分担等)話し合われました。

◆平成29年度第4回委員会模様

★平成29年8月30日(水)地域包括ケア推進検討委員会メンバー熊谷代表他3名で特別養護老人ホーム「パルシア」を訪問しました。

折腹実紀子施設長から、平成30年4月開設予定の特別養護老人ホーム「ハートケア鶴ヶ谷」(医療ケアの充実した新しいタイプの特別養護老人ホーム)について伺いました。

・新施設の地域との交流、地域住民同士の交流の場として設けられる大規模な「地域交流広場」の利活用について、前大川代表の遺志を継いだ鶴ヶ谷地域の地域包括ケア普及に向けた一万人市民委員会の協力体制を整備し、引き続き検討することとしました。

平成29年度評価調査活動始まる!

いよいよ平成29年度「地域密着型サービス外部評価活動」「情報の公表調査」活動がはじまりました。

地域密着型サービス外部評価活動は7月 24 日に開始し、7 月は2事業所、8 月は6事業所、9 月は12事業所の評価活動を終えています。尚、今年度の評価活動対象事業所は約120事業所となっています。

また、情報の公表調査活動は9月1日に開始し、145事業所の評価活動を終えています。尚、今年度の調査対象事業所は約810事業所と昨年度の約2倍の事業所となっています。

シンポジウムの案内

当会が協力して「地域包括ケアシステムにおける**高齢者の住まい**～サービス付き高齢者向け住宅って何?～」が平成 29 年 10 月 8 日イズミテイ21小ホールに於いて開催されます。

★第1部基調講演

「地域包括ケアの推進と高齢者住宅」

講師:上野翔平(厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐)

★第2部パネルディスカッション

◆よろず相談会のご案内

平成29年10月から平成30年1月までの開催日程は次のとおりです

☆開催日程(29年10月～30年1月)

・10月24日(火)　相談役　武田貴志弁護士
・11月22日(水)　相談役　安田廣冶司法書士
・12月19日(火)　相談役　武田貴志弁護士
・ 1月24日(水)　相談役　安田廣冶司法書士

～～ 竹 馬 の 友 ～～

会員　戎野　邦夫

二年程前の夜、突然電話が鳴った。相手は、五十数年ぶりの幼馴染の雅昭ちゃんだった。それも、パリ郊外の自宅からという。その時は、お互い驚いて、一時間近く話した。七十才で仕事から離れ、昼のワインを飲みながら、ネットで昔懐かしい人たちの名前をいくつか検索したという。幸い私の姓が非常に珍しかったので、あの昔の邦ちゃんだと、わくわくしながら呼び鈴を聞いたという。

僕たちは、静岡県の吉原市（現富士市）で育ち、小学校から中学にかけて遊びまわる幼馴染だった。彼は、体も大きく、運動神経も良く、親分肌で、近所の悪ガキたちから、僕たちを守ってくれる頼りがいのある存在だった。中学卒業後は、高校が別でずっと会っていない。三十年ほど前、イタリアにいる弟から、雅昭ちゃんが旅行会社に勤めており、今はロンドンだと聞いたことがある。たしか彼は、工業高校卒業後、地元のガス会社に勤めたと聞いており、信じられない気持ちでちょっと驚いた。彼は小学校時代から新聞配達で家計を助ける頑張り屋だったが、なんとその会社では上り詰め、社長・会長まで勤め、七十才になり退いたという。

その後、月に数回の電話で、昔話やこれまでの話、最近の国際情勢などを話しながら、会える日を待った。今年の三月、彼が法事で、富士に来るとのことで、私も合わせて富士へ行き、五十五年ぶりに再会し、昔の友を交え、飲んで騒いだ。五十年以上たっても昔と変わらない気持ちで、飲んで（昔はまだ飲めなかったけど）騒げる友がいることに私は嬉しくなった。

彼は、イタリアに住む娘さんに初孫ができ、年内遠出はできそうにないが、そのうち東北・北海道への長期旅行を考えており、その時は、仙台で飲めることを楽しみにしているという。また、ベルサイユ宮殿の周りを散歩コースにしているという邸宅へ、妻共々、是非遊びに来るよう誘ってくれた。

こんな良い友が五十数年ぶりで現れ、またまたとても嬉しくなった。

【編集後記】

新聞を読むとき、見出しを見てその記事を読むか読まないかを決めている。見出しは読む気を起こさせ、その記事の内容を教えてくれるものだと思っていて、見出しだけ読んで、その記事を全部読んだ気になってしまうことさえあるからである。

ニュースレターの編集に携わるようになってから特にその傾向が強くなったような気がする。

読んで貰える誌面作りのための記事集め、読む気を起こさせる見出し（タイトル・サブタイトル）づけなど、和気藹々 喧々諤々 わいわいガヤガヤ、個性豊かな編集委員の意見を交わした結果の第123号の出来ばえはいかがだったでしょうか？　（かねひら）

編集委員：荒井勝子　兼平幸雄　栗原節子　園　順子　前田泰子

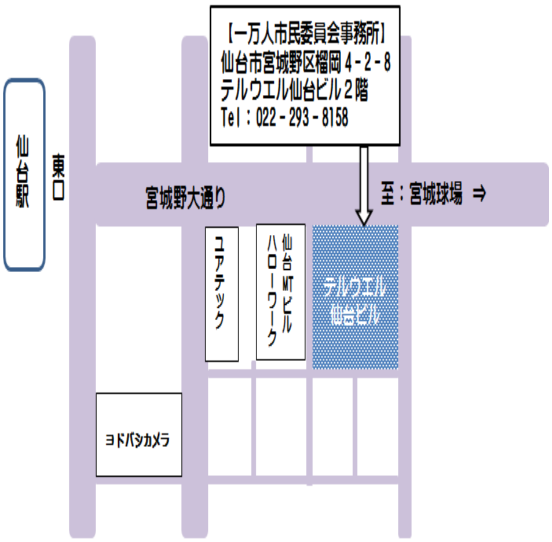

特定非営利活動法人
介護の社会化を進める
一万人市民委員会宮城県民の会
〒983-0852
仙台市宮城野区榴岡4-2-8　テルウエル仙台ビル2階
Tel:022-293-8158　Fax:022-293-8230
ホームページ:http://www.ichimannin.com
Email:ichimannin@alpha.ocn.ne.jp